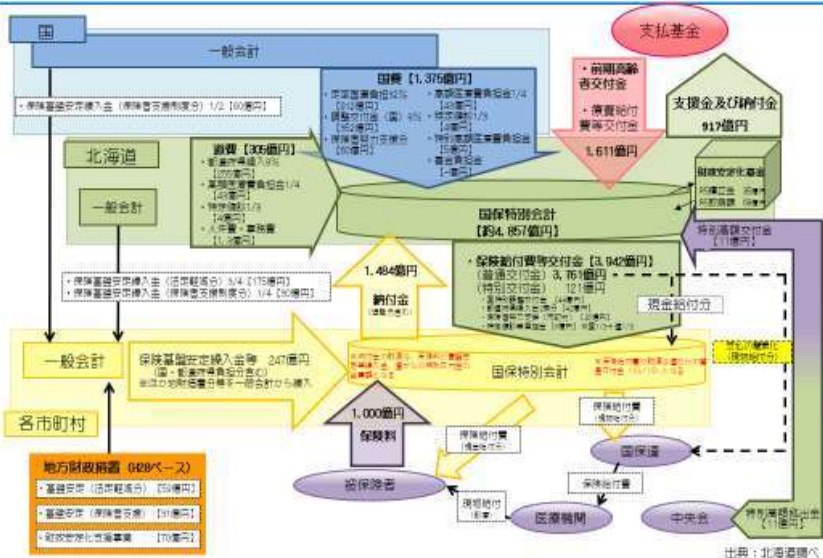


【市町村国保財政の基本的な仕組み（令和5年度予算）】

道におけるR5年度国保財政の基本的な枠組みイメージ



出典：北海道調べ

令和3年度の単年度決算における収支差引残（収入合計－支出合計）では、赤字は1保険者で、赤字総額は約6千万円となっています。

なお、収支差引残が黒字であっても、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町村保険者が多いのが現状です。

表 12 収支差引残の状況及び法定外繰入の推移

(単位: 保険者数)

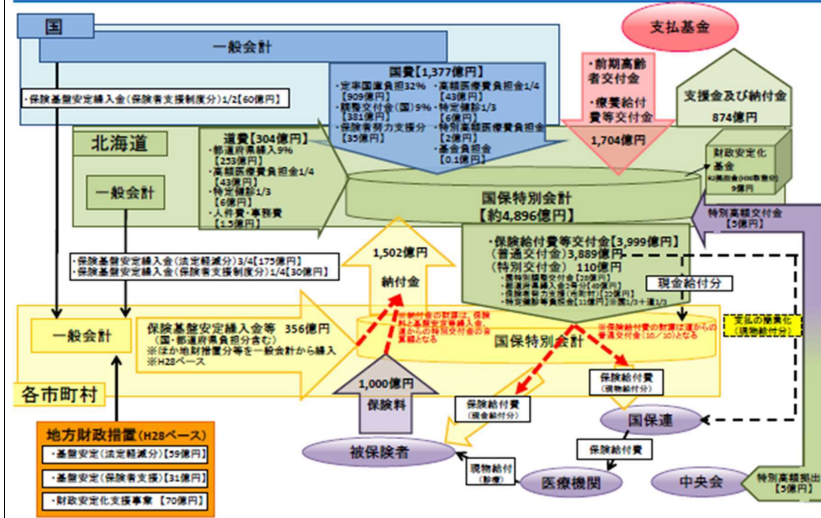
区分	H29	H30	R1	R2	R3
収支差引残	146億円	67億円	81億円	87億円	77億円
黒字保険者数	144	149	151	152	156
赤字保険者数	13	8	6	5	1
不足額	13億円	8億円	54億円	2億円	0.6億円
法定外繰入	108	99	92	94	93
金額	94億円	37億円	30億円	27億円	26億円

出典：北海道調べ

2 国保財政運営の基本的考え方

【市町村国保財政の基本的な仕組み（令和2年度予算）】

道におけるR2年度国保財政の基本的な枠組みイメージ



出典：北海道調べ

平成30年度の単年度決算における収支差引残（収入合計－支出合計）では、赤字は8保険者で、赤字総額は約8億円となっています。

なお、収支差引残が黒字であっても、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町村保険者が多いのが現状です。

表 12 収支差引残の状況及び法定外繰入の推移

(単位: 保険者数)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
収支差引残	59億円	40億円	73億円	146億円	67億円
黒字保険者数	141	138	141	144	149
赤字保険者数	16	19	16	13	8
不足額	31億円	37億円	24億円	13億円	8億円
法定外繰入	122	125	113	108	99
金額	119億円	123億円	88億円	94億円	37億円

出典：北海道調べ

2 国保財政運営の基本的考え方

○時点修正

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>国保は、一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として、<u>必要な支出を保険料（税）や国庫負担金などにより賄い、当該年度の特別会計の収支を均衡させる必要があります。</u></p> <p><u>3 市町村国民健康保険特別会計</u></p> <p>国保制度における市町村国民健康保険特別会計（以下「市町村国保特会」という。）においては、国の財政支援措置の拡充や納付金制度の導入により、今後年度内における一般会計からの法定外繰入の必要性が大幅に減少していくことが見込まれます。</p> <p>また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入については、解消・削減すべき赤字額として、段階的な解消に向けた取組が必要です（第2章第3節参照）。</p> <p>なお、<u>保険料水準の統一</u>を見据える中、市町村国保特会において、各々の実情に応じた財政調整機能を担うため、一定程度の市町村独自の基金の保有が必要です。<u>保有額の目安については、納付金算定方法の変更に伴う納付金増大や、社会情勢の急激な変化に伴う所得の減少や収納率の低下など、納付金の確保が困難となる様々な要因のほか、市町村独自事業に係る財源充当など</u>について<u>市町村と</u>協議しながら、引き続き検討していきます。</p> <p><u>4 北海道国民健康保険特別会計</u></p> <p>北海道国民健康保険特別会計（以下「道国保特会」という。）においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営します。</p> <p><u>5 国民健康保険保険給付費等交付金</u></p> <p>保険給付費等交付金は、国民健康保険条例等に規定されますが、道国保特会</p>	<p>国保は、一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として、必要な支出を保険料（税）や国庫負担金などにより賄い、当該年度の特別会計の収支を均衡させる必要があります。</p> <p><u>3 市町村国民健康保険特別会計</u></p> <p>国保制度における市町村国民健康保険特別会計（以下「市町村国保特会」という。）においては、国の財政支援措置の拡充や納付金制度の導入により、今後年度内における一般会計からの法定外繰入の必要性が大幅に減少していくことが見込まれます。</p> <p>また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入については、解消・削減すべき赤字額として、段階的な解消に向けた取組が必要です（第2章第3節参照）。</p> <p>なお、<u>激変緩和措置（第3章第5節参照）の終了</u>を見据える中、市町村国保特会において、各々の実情に応じた財政調整機能を担うため、一定程度の市町村独自の基金の保有が必要です。社会情勢の急激な変化に伴う所得の減少や収納率の低下など、納付金の確保が困難となる様々な要因について協議しながら、<u>保有額の目安</u>を引き続き検討していきます。</p> <p><u>4 北海道国民健康保険特別会計</u></p> <p>北海道国民健康保険特別会計（以下「道国保特会」という。）においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営します。</p> <p><u>5 国民健康保険保険給付費等交付金</u></p> <p>保険給付費等交付金は、国民健康保険条例等に規定されますが、道国保特会</p>	<p>○令和5年度での激変緩和措置終了に伴い修正</p> <p>○市町村基金について、これまでの議論を踏まえ修正</p> <p>○文言修正</p>

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>から市町村国保特会に交付されるもので、市町村の保険給付に要した費用を交付する役割を有する普通交付金と、市町村の個別の事情に着目した交付を行う特別交付金とがあります。</p> <p>普通交付金は、市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の請求に基づき、その同額を交付するものです。</p> <p>また、特別交付金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の特別調整交付金のうち市町村に交付される分 ・都道府県繰入金*のうち、個別の市町村に交付される分 ・市町村に対する保険者努力支援制度分 ・特定健康診査（以下「特定健診*」という。）及び特定保健指導*費用を交付するものです。 <p>なお、普通交付金の保険給付費等交付金については、道が市町村からの請求に基づき、北海道国保連合会に対し交付金を直接支払うことが可能となる仕組みが設けられており、これにより、市町村の事務負担が軽減されると見込まれます。</p> <p>第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等</p> <p>1 赤字削減・解消計画</p> <p>市町村は、計画的に赤字の削減・解消を図るため、削減・解消に向けた基本方針、目標設定、取組等について道と協議を行った上で、「赤字削減・解消計画」を策定します。</p> <p>なお、累積赤字については、「赤字削減・解消計画」を策定する必要はありませんが、任意の計画を策定し、計画的な削減・解消を目指すこととします。</p> <p>また、保険料率の統一を進めるためには、累積赤字を含めて、市町村の段階的な赤字の解消に向けた取組と関係者を含めた情報・課題等の共有が必要なことから、すべての「赤字削減・解消計画」を公表することとします。</p> <p>(1) 対象市町村</p>	<p>から市町村国保特会に交付されるもので、市町村の保険給付に要した費用を交付する役割を有する普通給付分と、市町村の個別の事情に着目した交付を行う特別給付分とがあります。</p> <p>普通給付分は、市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の請求に基づき、その同額を交付するものです。</p> <p>また、特別給付分は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の特別調整交付金のうち市町村に交付される分 ・都道府県繰入金*のうち、個別の市町村に交付される分 ・市町村に対する保険者努力支援制度分 ・特定健康診査（以下「特定健診*」という。）及び特定保健指導*費用を交付するものです。 <p>なお、普通給付分の保険給付費等交付金については、道が市町村からの請求に基づき、北海道国保連合会に対し交付金を直接支払うことが可能となる仕組みが設けられており、これにより、市町村の事務負担が軽減されると見込まれます。</p> <p>第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等</p> <p>1 赤字削減・解消計画</p> <p>市町村は、計画的に赤字の削減・解消を図るため、削減・解消に向けた基本方針、目標設定、取組等について道と協議を行った上で、「赤字削減・解消計画」を策定します。</p> <p>なお、累積赤字については、「赤字削減・解消計画」を策定する必要はありませんが、任意の計画を策定し、計画的な削減・解消を目指すこととします。</p> <p>また、保険料率の統一を進めるためには、累積赤字を含めて、市町村の段階的な赤字の解消に向けた取組と関係者を含めた情報・課題等の共有が必要なことから、すべての「赤字削減・解消計画」を公表することとします。</p> <p>(1) 対象市町村</p>	

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>計画を策定すべき対象市町村は、決算において赤字（注）が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村とします。</p> <p>（注）「赤字」とは、市町村国保特会（事業勘定）における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（以下「法定外繰入金」という。）」及び「繰上充用金*の新規増加分」とします。</p> <p>ア 法定外繰入金について 法定外繰入金とは、毎年度、国民健康保険特別会計の収支決算における法定外の一般会計繰入金のうち、「収支不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」に該当するものとします。</p> <p>イ 繰上充用金の新規増加分について 繰上充用金の新規増加分とは、「平成 28 年度以降に行った繰上充用金額のうち、平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額を超過する額」及び「累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金を除く前年度増加分」とします。</p> <p>ウ 累積赤字について 累積赤字とは、「平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額」とします。</p> <p>（2）計画の内容 赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等）を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定めることとします。</p> <p><u>2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法</u></p> <p><u>（1）赤字解消・削減の取組</u> 赤字市町村は、医療費の動向や適正な保険料率の設定、収納率等に関する</p>	<p>計画を策定すべき対象市町村は、決算において赤字（注）が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村とします。</p> <p>（注）「赤字」とは、市町村国保特会（事業勘定）における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（以下「法定外繰入金」という。）」及び「繰上充用金*の新規増加分」とします。</p> <p>ア 法定外繰入金について 法定外繰入金とは、毎年度、国民健康保険特別会計の収支決算における法定外の一般会計繰入金のうち、「収支不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」に該当するものとします。</p> <p>イ 繰上充用金の新規増加分について 繰上充用金の新規増加分とは、「平成 28 年度以降に行った繰上充用金額のうち、平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額を超過する額」及び「累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金を除く前年度増加分」とします。</p> <p>ウ 累積赤字について 累積赤字とは、「平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額」とします。</p> <p>（2）計画の内容 赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等）を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定めることとします。</p> <p><u>2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法</u></p> <p><u>（1）赤字解消・削減の取組</u> 赤字市町村は、医療費の動向や適正な保険料率の設定、収納率等に関する</p>	

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由								
<p>要因分析を行った上で、赤字の解消・削減に向けた必要な対策を整理した「赤字削減・解消計画」を策定し、道に報告することとします。</p> <p><u>計画の策定にあたり道は、市町村と十分に協議を行い、赤字削減・解消の取組や目標年次等の設定について助言を行います。</u></p> <p>また、新たに赤字が発生した市町村で、財政安定化基金を活用することにより赤字を解消する場合は、貸付年度の翌々年度以降の納付金に上乗せすることとし、原則3年で償還することとします。</p> <p>(2) 赤字解消・削減の目標年次</p> <p>「赤字削減・解消計画」の策定において、目標年次は可能な限り短期間で設定することを基本としますが、赤字が多額になっているなど、短期間での赤字の解消が困難な市町村は、激変緩和措置の実施期間を参考に、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組むこととします。</p> <p>なお、保険料（税）の急激な上昇を避けることなどから目標年次を6年以内とすることが困難な場合については、その実情に応じて、できるだけ早期の解消に努めます。</p> <p><u>また、新たに法定外繰入等を行う市町村が発生した場合は、令和12年度までに赤字を解消する計画を策定することとします。</u></p> <p>(3) 納付金算定における措置</p> <p>納付金の算定及び配分において赤字に対する措置は行わず、また、被保険者の保険料（税）負担上昇に伴う激変緩和措置において、赤字を解消することによる保険料（税）負担の変化相当分は対象としないこととします。</p> <p><参考><u>令和3</u>年度決算時点での「赤字削減・解消計画」策定市町村数等 <table border="1" data-bbox="98 1236 757 1284"> <tr> <td>赤字市町村数</td> <td>: 11市町村</td> <td>赤字額</td> <td>: 約18.4億円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">出典：北海道調べ</p> <p>第4節 財政安定化基金の使用</p> </p>	赤字市町村数	: 11市町村	赤字額	: 約18.4億円	<p>要因分析を行った上で、赤字の解消・削減に向けた必要な対策を整理した「赤字削減・解消計画」を策定し、道に報告することとします。</p> <p>計画の策定にあたり道は、市町村と十分に協議を行い、赤字削減・解消の取組や目標年次等の設定について助言を行います。</p> <p>また、新たに赤字が発生した市町村で、財政安定化基金を活用することにより赤字を解消する場合は、貸付年度の翌々年度以降の納付金に上乗せすることとし、原則3年で償還することとします。</p> <p>(2) 赤字解消・削減の目標年次</p> <p>「赤字削減・解消計画」の策定において、目標年次は可能な限り短期間で設定することを基本としますが、赤字が多額になっているなど、短期間での赤字の解消が困難な市町村は、激変緩和措置の実施期間を参考に、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組むこととします。</p> <p>なお、保険料（税）の急激な上昇を避けることなどから目標年次を6年以内とすることが困難な場合については、その実情に応じて、できるだけ早期の解消に努めます。</p> <p>(3) 納付金算定における措置</p> <p>納付金の算定及び配分において赤字に対する措置は行わず、また、被保険者の保険料（税）負担上昇に伴う激変緩和措置において、赤字を解消することによる保険料（税）負担の変化相当分は対象としないこととします。</p> <p><参考><u>平成30</u>年度決算時点での「赤字削減・解消計画」策定市町村数等 <table border="1" data-bbox="1016 1236 1675 1284"> <tr> <td>赤字市町村数</td> <td>: 21市町村</td> <td>赤字額</td> <td>: 約23.5億円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">出典：北海道調べ</p> <p>第4節 財政安定化基金の使用</p> </p>	赤字市町村数	: 21市町村	赤字額	: 約23.5億円	<p>○国の都道府県国保運営方針策定要領において、都道府県ごとの法定外繰入等の解消目標予定年度を設定することと明記されているため記載</p> <p>○時点修正</p>
赤字市町村数	: 11市町村	赤字額	: 約18.4億円							
赤字市町村数	: 21市町村	赤字額	: 約23.5億円							